

ク ラ ブ 規 約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本クラブは、「長野アンビシャス FC」と称し、その事務局は、長野県長野市丹波島一丁目 608 番地 1 に所在します。

(運 営)

第2条 本クラブの運営は、一般社団法人長野アンビシャススポーツクラブが行います。

(目 的)

第3条 本クラブは、サッカーを通じて選手の心身の健全な発達に寄与し、長野という地域を元気にする。また、選手が自ら考え行動できるようになることと選手が主役になることを目的とします。

第2章 会 員

(入会資格)

第4条 本クラブは、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守でき、サッカープレイが可能な方で定められた資格に該当する方を入会対象とします。

第3章 諸手続

(入 会)

第5条 入会を希望する方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本クラブの承認の上、入会金、年会費及び月謝をチームコースの方は引落し、スクールコースの方は振込んで頂きます。振込手数料は会員負担となります。また、会員の都合により引落しが不可能な場合、1 回につき再徴収加算料を別途 500 円頂きます。

(休 会)

第6条 休会は、休会を希望する日から最大2ヶ月とする。2ヶ月を経過しますと、自動的に退会となります。ケガや病気等で2ヶ月以上休会する場合はクラブと協議した上で、延長することもある。

(コース変更)

第7条 コースの変更は、変更する前月20日までに届け出があった場合に認められる。

(退 会)

第8条 退会を希望する方は、所定の用紙に必要事項を記入し、退会する月の10日までに本クラブに届け出てください。退会届が提出されるまでは、月謝費のご請求をさせていただきますので、ご注意ください。また、会費の未納金がある場合は、これを完納するものと致します。

第4章 入会金及び会費

(入会金)

第9条 入会金は、特段の事由がない限り原則として返還されません。当初の会員資格の有効期限は卒団するまでとし、本クラブが存続する限り会員資格は無料継続とします。ただし、退会の場合はその時点で会員資格を損失します。

(会費)

第10条 会費は年会費と月会費とし、クラブが指定口座より年に4回指定日より引落しします。(年会費+4.5.6月会費/3月 7.8.9月会費/6月 10.11.12月会費/9月 1.2.3月会費/12月)
すでに納めた会費は特段の理由がない限り原則として返還されません。

(入会金・会費等を変更)

第11条 本クラブは入会金・会費等を変更することができます。

第5章 会員の義務

(責任事項)

第12条 会員あるいは会員以外の施設利用者が、本クラブの利用に際して生じた人的・物的事故及び金品の紛失・盗難については、本クラブが本クラブの運営管理に過失があった場合を除き、本クラブは賠償の責を負いません。会員が利用中、自己の責任に帰すべき理由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、当該会員の保護者は、当該会員と連帯して、その賠償の責任を負って頂きます。

(変更事項)

第13条 入会申込書の記載事項に変更が生じた会員の方は、本クラブ所定の用紙に変更事項を記載のうえ速やかに届け出頂きます。

(資格喪失)

第14条 会員は次の場合にその資格を失うことになります。

- (1) 死亡 (2) 除名 (3) 本クラブからの解除 (4) 退会 (5) サッカープレイが不可能になったとき

(除名等)

第15条 次の事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本クラブは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができます。

- (1) 本クラブの名誉を傷つける
- (2) 他の会員に対して著しく迷惑となる行為があったとき
- (3) 本クラブ規約に違反したとき
- (4) 会費、その他の支払いを3カ月以上滞納し、本クラブの督促を受けても所定の期日までに支払いのないとき

(5) その他、処分を適当とする行為があり、本クラブがそれを決定したとき
(クラブからの解約)

第 16 条 本クラブは、いつでも入会金を払い戻すことにより会員との間の入会契約を解約することができます。

第 6 章 その他

(利用制限)

第 17 条 会員はクラブが定めた日時に限り、指導を受けることができます。

(休業・閉鎖)

第 18 条 本クラブは、次の理由により休業または閉鎖することがあります。

(1) 天災・地変その他止むを得ない事情により練習が不可能なとき。

(2) 施設の使用ができなくなったとき

(3) 社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき

(コースの新設、廃止等)

第 19 条 本クラブは、翌年のスケジュールをクラブ説明会で予告し、新設、曜日時間変更、廃止をすることがあります。

(改 正)

第 20 条 本規約の改正、変更は、本クラブの定めるところによるものとし、それらの効力は全ての会員及び会員の保護者、関係者に及ぶものとします。

(発 効)

第 21 条 本規約は、2022 年 4 月 1 日より発行します。



NAGANO Since 2013
AMBITIOUS FC